

新型コロナウイルスに関する支援策について

6月に成立した国の第2次補正予算や、市の6月補正予算で可決した新たな新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策等についてお知らせします。
 詳細は市ホームページか担当課へお問い合わせください。



個人向け支援

特別定額給付金の申請は 8月17日(月)まで(国事業)



特別定額給付金の給付を受けるには申請が必要です。期日を過ぎると支給が受けられなくなるため、申請がまだの方はお早めに申請してください。
 〇特別定額給付金給付担当(生活支援課) (☎983-1123、平日午前9時～午後5時)

特別障害者手当等受給者への臨時給付(市独自)

介護の必要性が高い重度障がい者のいる家庭を支援するため、特別障害者手当等受給者に給付金を支給します(申請不要)。
 ▽給付額 令和2年4月分の障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の支給対象者1人あたり2万円
 ※対象者には個別で案内しています。
 〇障がい福祉課 (☎983-2129)

準要保護認定者への臨時給付金(市独自)

就学援助を受けている準要保護世帯に児童・生徒1人あたり3万円を支給しています(申請不要)。
 ▽対象者 7月1日現在、準要保護の認定を受けている者
 ※対象者には個別で案内しています。
 〇学校教育課 (☎983-1127)

農業者への減収対策(市独自)

茶、花き等の売上げが減少している担い手農家を対象に農業経営の維持・継続を図るため、支援します。
 ▽対象要件 令和2年1月以降、国の持続化給付金の対象とならない者で前年同月比の農産物の売上が20%以上減少した担い手農家
 ▽給付額 10万円
 ※対象となる担い手農家には、別途お知らせします。
 〇農業振興課 (☎983-2703)

ひとり親世帯臨時特別給付金(国事業)

新型コロナウイルス感染症による子育て負担の増加や収入の減少等の影響を受けているひとり親世帯に国から給付金が支給されることになりました。

	対象	給付額	申請
基本給付	① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている人	1世帯5万円	不要
	② 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている人(未申請の人も含む)	※第2子以降1人あたり3万円を加算	要
	③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人	1世帯5万円	要
追加給付	④ 基本給付の対象①②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人	1世帯5万円	要

▽申請方法 表の②～④に該当する人は、子育て支援課へ申請が必要です。
 ※給付金の対象となる人の要件によって申請手続きが異なります。詳細につきましては、市ホームページでお知らせします。
 〇子育て支援課 (☎983-1112)

高収益作物次期作支援交付金の説明会のお知らせ(国事業)

国において、新型コロナウイルス感染症により売上げが減少する等の影響を受けた高収益作物(野菜・花き・果樹・茶等)について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援する制度が創設されました。
 申請をお考えの方は、次の日程で説明会を行いますので、ご参加ください。
 ▽日時 8月4日(火)、6日(木)の午後2時～、午後7時～
 ▽場所 J A 京都やましろ八幡市支店2階会議室
 ※申請要件など詳しくはお問い合わせください。
 〇農業振興課 (☎983-2703)

住居確保給付金(国事業)



離職等により住居を喪失又はその恐れがある場合、求職活動を行うことなどを要件に、一定期間の家賃相当額(上限あり)を、貸主等に直接支給します。
 ▽対象者 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある人
 ※申請要件など詳しくはQRコードからアクセスし、確認してください。
 〇生活支援課 (☎983-1138)

事業者向け支援

障がい者就労継続支援事業所の減収対策(市独自)

収入の減少が見込まれる就労継続支援事業所に対し、障がい者の工賃収入を下支えするため、給付金を支給します。
 ▽給付額 1事業所あたり月5万円(減収が見込まれる6か月間を上限に支給)
 ※申請方法などは、対象事業所に別途お知らせします。
 〇障がい福祉課 (☎983-2129)

八幡市中小企業者等事業継続支援金(市独自)



売上の減少等、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者で対象融資制度を利用した人に対し支援金を支給します。
 ▽要件 新型コロナウイルスに関連する融資制度を利用した中小企業・個人事業主で、申請する3カ月以上前から本市に住所(法人は所在地)、もしくは支店等の事業所を有すること
 ▽支給額 1事業者につき10万円
 ▽申請期限 令和3年2月26日(金)午後5時まで
 ▽支給要領等配布場所 商工観光課、商工会
 ※申請要件など詳しくはQRコードからアクセスし、確認してください。
 〇商工観光課 (☎983-2859)

八幡市休業要請対象事業者支援給付金の申請受付期間延長のお知らせ



府の緊急事態措置による休業要請等にご協力いただき「京都府休業要請対象事業者支援給付金」の支給を受けた事業者に支給する「八幡市休業要請対象事業者支援給付金」の申請受付期間を8月31日(月)までの1カ月間延長することにいたしました。
 府へ申請した施設以外にも市内に対象となる施設がある法人または事業主については、府の支給決定を受けた後、市への申請が必要です。
 ※申請方法等はQRコードにアクセスし、確認してください。
 ※対象施設が府へ申請した施設のみ法人、または事業主については申請不要です。
 〇商工観光課 (☎983-2859)

持続化給付金「申請サポートキャラバン隊」派遣のお知らせ

持続化給付金の電子申請が困難な人を対象に、電子申請の入力をサポートします。
 ※確定申告など申請に必要な書類については、お問い合わせください。
 ▽日時 8月25日(火)～28日(金)午前9時～午後5時(最終受付は午後4時まで)
 ※28日のみ午後3時で終了(最終受付は午後2時まで)。
 ※必ず事前予約が必要です。予約は、24日(月)までは商工会(平日午前9時～午後5時)。25日以降は「申請サポートキャラバン隊」まで開催時間中に問い合わせてください。
 ▽場所 商工会館2階商工会会議室(八幡三本橋59-9)
 〇商工会 (☎981-0234)、申請サポートキャラバン隊 (☎080-4466-9675)

文化芸術・スポーツ活動の継続支援(国事業)

国から、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、舞台芸術等の活動自粛を余儀なくされた文化芸術・スポーツ関係団体に対し、活動の継続に向けた積極的取組等に必要経費を支援する事業が発表されました。
 事業の詳細は、文化庁およびスポーツ庁のホームページで確認ください。
 ▽申請期間
 【文化芸術】8月8日(土)～28日(金)
 ※9月にも募集がある予定ですが、予算の関係上行われぬ可能性あり。
 【スポーツ】10月31日(土)まで
 〇・〇
 【文化芸術】令和2年度「文化芸術活動の継続支援事業」事務局 (☎0120-620-147)
 【スポーツ】(公財)日本スポーツ協会 スポーツ事業継続支援補助金事務局 (☎03-6804-2571)

